

ENVIRON 製品の販売に関するご案内

現在も ENVIRON 製品は通常どおり販売しております。

ただし、納品数量の制限により、一部製品で一時的な欠品が発生する可能性があります。

平素より「こうゆう Doctor's Cosme」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当院で取り扱っております ENVIRON（エンビロン）製品につきまして、現在、製造販売元である株式会社プロティアジャパン（以下「プロティアジャパン社」）との間で、今後の販売について協議を行っております。

お客様にはご心配をおかけすることとなりますが、これまでの経緯と当院の考え、今後の販売についてご案内いたします。

これまでの経緯

2026 年 1 月 28 日、当院はプロティアジャパン社の代理人弁護士より、当院における ENVIRON 製品の販売方法について、主に以下の内容を記載した通知を受領しました。

- ・ランクアップ制度に伴う割引価格表示を行わないこと
- ・カウンセリングを受けていない方が購入する可能性があること
- ・これらが改善されない場合、卸売契約を解除すること

当院では、この通知を受け、顧問弁護士を通じてプロティアジャパン社との協議を重ねてまいりました。

その後、2026 年 8 月 5 日、プロティアジャパン社より当院に対し、「契約に抵触する運用は確認できなかった」とする一方で、「90 日以内に契約を解除する」旨の通知がありました。

現在も、双方の代理人を通じて協議を継続しております。

当院の考え

当院では、これまでお客様に継続して ENVIRON 製品をご利用いただきやすい環境を整えるため、プロティアジャパン社の当時の担当者とも協議を重ね、相応のシステム投資を行ったうえで、現在の「ランクアップ制度」を構築・運用してまいりました。

今回、プロティアジャパン社から販売方法について疑義が示されたため、当院からは、現在の制度が担当者との協議を経て構築されたものであることを説明しております。

これに対し、プロティアジャパン社からは「担当者にはそのような権限を与えていない」との回答がりましたが、この点については現在も双方の見解に相違があり、協議を継続しております。

まず、当院は、卸売業者が小売業者に対して正当な理由なく再販売価格を規制することは、「不公正な取引方法」（独占禁止法第 2 条第 9 項第 4 号、第 19 条）に当たり、適法ではないと考えております。

一方で、メーカーがブランド価値や販売品質を維持したいという考えについても十分理解しております。そのため当院としては、対立そのものを目的とするのではなく、メーカー・当院双方が納得でき、何よりお客様が安心して ENVIRON 製品を継続してご使用いただける販売方法を実現することが最も望ましいと考え、これまで協議を続けてまいりました。

しかしながら、現時点では具体的な契約違反の指摘がないまま契約解除の通知を受けており、さらに当院への卸売数量にも上限が設定され、実際に納品が制限されている状況です。

当院といたしましては、プロティアジャパン社が、正当な根拠なく任意解除権を主張しているものと認識しており、今回の契約解除は権利濫用に当たると考えております。そのため、引き続き顧問弁護士を通じて適切に対応してまいります。

お客様へのご案内

現時点で、直ちに ENVIRON 製品の販売を終了するものではありません。

現在も当院では通常どおり販売を行っております。

ただし、プロティアジャパン社からの納品数量に上限が設定されているため、今後、一部製品で一時的な欠品が発生する可能性があります。また、今後の協議の結果によっては、ENVIRON 製品の取り扱いを終了せざるを得ない可能性もございます。

長らく ENVIRON 製品をご愛用いただいているお客様も多くいらっしゃることから、当院としても、できる限りこれまでと変わらない形で製品をご提供できるよう、引き続き協議を行ってまいります。

今後、販売状況や協議内容に重要な進展がございましたら、改めて当院よりご案内いたします。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

2026 年 9 月 11 日
医療法人こうゆう
理事長 酒井 孝裕